

美浦村 定額減税補足給付金（不足額給付）対象確認フローチャート

令和7年1月1日時点で美浦村に住民登録がある（住登外課税者を含む）

はい

令和6年中所得に関する税の申告が必要な方で未申告の場合は申告をお願いします！

いいえ

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割の定額減税前の税額がどちらも0円である

※所得税は令和6年分の源泉徴収票や確定申告書、住民税は令和6年度特別徴収税額通知書や普通徴収納税通知書などで確認できます

【対象外】
令和7年1月1日時点で
住民登録のあった自治体
にお問い合わせください

いいえ

令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割において、定額減税しきれない額が1円以上発生している

※所得税は令和6年分の源泉徴収票や確定申告書、住民税は令和6年度特別徴収税額通知書や普通徴収納税通知書などで確認できます

はい



令和5年度または令和6年度に非課税・均等割のみ課税世帯向け給付金の対象世帯の世帯主・世帯員に該当した

はい



【対象外】
定額減税しきれないため対象外です

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税の控除不足額を足した額（1万円未満は切り上げ）は、令和6年度当初調整給付金より少ない

※所得税は令和6年分の源泉徴収票や確定申告書、住民税は令和6年度特別徴収税額通知書や普通徴収納税通知書などで確認できます

※当初調整給付金は、定額減税を十分に受けられない方々へ所得税の推計及び個人住民税を基に算出した額を令和6年に給付しています

いいえ

はい

【対象外】
上記給付金の対象世帯で
あったため対象外です

令和5年、6年ともに以下のいずれかに当てはまる

- ・青色事業専従者
- ・事業専従者（白色）
- ・合計所得金額が48万円を超える

はい

【対象外】

当初調整給付から不足額が発生していないため対象外です

いいえ



はい

いいえ

【対象外】
扶養親族として定額減税
の対象となっている等の
理由により対象外です

不足額給付1
の対象になる可能性があります

不足額給付2
の対象になる可能性があります

詳しくは裏面をご覧ください

美浦村 定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

不足額給付1の対象になる可能性の方

令和6年度に実施した当初調整給付の支給額に不足が生じる方が対象です。

対象となる例 ※納税義務者の合計所得金額が1,805万円超は対象外

- ・令和6年中に退職、転職をして令和5年中の所得に比べて令和6年中の所得が減少した方
- ・令和6年中に子どもが生まれた等により扶養親族等が増えた方
- ・当初調整給付金の支給後に修正申告等により令和6年度個人住民税所得割が減少した方
- ・令和6年度新入社員等の就職等により令和6年度所得税が発生した方
(当初調整給付算定時は所得税、個人住民税ともに非課税で調整給付金の対象外だった方)

給付額

本来給付すべき額（令和7年に計算した控除不足額）から令和6年に支給された当初調整給付額を引いた額

申請方法

A

当初調整給付金を支給された方・村税の口座振替をしている方

手続き不要！8月中旬に案内書（圧着はがき）を送付します。
※辞退や口座変更する場合は給付金担当までご連絡ください。

B

村で口座情報の確認が取れない方

8月中に確認書を送付します。確認書の到着後、口座情報等を記入し、必要書類を添付の上、美浦村に返送してください。

C

令和6年1月2日から令和6年12月31日までに美浦村に転入した方

8月下旬頃に申請書または確認書をお送りします。案内が届いたら口座情報等を記入し、必要書類を添付の上、美浦村に返送してください。

不足額給付2の対象になる可能性の方

対象となる方 以下の①～③のすべてに該当する方

- ①令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割の定額減税前の税額がどちらも0円
- ②税制度上の扶養親族になれない
(青色事業専従者、事業専従者（白色）または合計所得金額48万円を超える方)
- ③令和5年度・令和6年度低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

給付額

原則4万円 ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

申請方法

申請書等による申請が必要です。給付金担当までご連絡ください。

◆申請期限◆ 令和7年10月31日（金） ※消印有効

給付金の支給要件に該当することが確認できた方については、美浦村から案内をお送りします。
支給要件に該当すると思われる方で、8月末までに案内が届かなかった方はお問い合わせください。

問合せ先

美浦村福祉介護課 給付金担当 029-885-0340 内線104